

## 4月から 乳幼児医療費助成制度が変わりました



乳幼児医療費の助成対象は、これまで4歳未満の乳幼児としてきましたが、4月1日から、入院に要した保険診療分の医療費に限り、義務教育就学前（6歳の年度末）まで対象年齢を拡充しました。

ただし、現行の制度と同様に保護者の所得制限があります。

	現行の制度	拡充分の制度
対 象 者	0歳～4歳未満	4歳～義務教育就学前
助成対象となる医療	入院・通院	入院のみ
受給資格証	発行します	発行しません

それぞれの制度の助成申請方法は次のとおりです。

### 0歳から4歳未満（現行）の制度

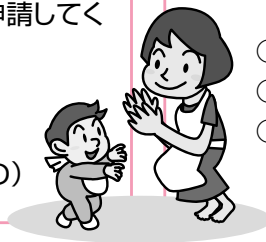
- ◎ 県内の医療機関で入院・通院による診療を受けた場合  
受診時に医療機関の窓口へ受給資格証を提示してください。
- ◎ 県外の医療機関で入院・通院による診療を受けた場合  
次のものを持って、各庁舎総合窓口課へ申請してください。

- 受給資格証
- 領収書  
(診療年月日、受診者名がわかるもの)

### 4歳から義務教育就学前（拡充分）の制度

- ◎ 県内、外の医療機関にかかわらず、入院による診療を受けた場合  
次のものを持って、各庁舎総合窓口課へ申請してください。

- 領収書  
(診療年月日、受診者名がわかるもの)
- 健康保険証(対象者本人のもの)
- 振込先口座のわかるもの(郵便局以外)
- 印鑑(認印可)
- ※ 所得証明書が必要な場合があります

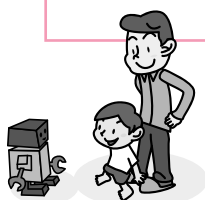


## 4月から 一部、福祉医療費助成の時期が変わりました



4月から、心身障害者医療費助成対象者（老人保健適用者）のうち、社会保険や健康保険組合、共済組合などの被用者保険加入者の方の助成時期が変わりました。

現 行	変 更 後
受診後、概ね3カ月後 (例) 1月受診分を4月助成	受診後、概ね6カ月後 (例) 1月受診分を7月助成



問い合わせ先……北勢庁舎 保険年金課 ☎72-3829 FAX72-3334